

記入例

不足額給付金支給申請書(Ⅱ)

※不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

御坊市長 様

御坊市記入欄		
入力	確認	備考

市区町村
受付印

※本申請書は、不足額給付金の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

※本申請書の提出期限は、令和7年9月30日(火曜日)必着です。

※本申請書を御坊市が受理した後、支給要件に該当するか審査の結果、給付対象である方には記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【本申請書での申請が必要な方】

以下1から3までの支給要件を全て満たす方

【支給要件】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が0円である
- 税制度上、「扶養親族」からはずれてしまう
- 低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

【対象者例】・青色事業専従者 または 事業専従者(白色)の方
・合計所得金額が48万円を超える方

【支給額】原則4万円 (令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円)

【誓約・同意事項】全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

必ず記入してください

- ▶ 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が0円です。
- ▶ 税制度上、扶養親族からはずれません。
- ▶ 令和5年度及び令和6年度に実施された低所得世帯向け給付※対象世帯の世帯主・世帯員に該当しません。
※令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たに非課税世帯または均等割のみ課税世帯となった世帯への給付(10万円)
- ▶ 不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、御坊市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ▶ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

申請者

氏名、生年月日、住所、日中に連絡可能な電話番号を記入してください。

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名		
ゴボウ ハナコ	明治・大正・昭和・平成	御坊市藪350-2
御坊 花子	25年8月1日	電話 0738 (22) 4111

【代理申請を行う場合】

ご本人による確認が困難な場合は、代理確認(受給)が可能です。代理受給が可能な方は、ご親族(妻・子等)・成年後見人等です。

代理人	(フリガナ)	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名			
	ゴボウ イチロウ		明治・大正・昭和・平成	御坊市藪350-2
	御坊 一郎	夫	23年1月1日	電話 000 (0000) 0000
上記の者を代理人と認め、不足額給付金支給申請書の提出を委任します。				署名 御坊 花子